

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第3号

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（平成19年4月1日規程第46号）第5条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年2月7日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

1 調達をする特定役務の種類

令和6年度において北海道公立大学法人札幌医科大学が締結しようとする契約及び当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(2)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和7年2月7日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医療廃棄物処理業務委託契約

(2) 特定役務の種類 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護サービス

2 資 格 要 件

(1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道及び札幌医科大学が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき、北海道知事又は札幌市長から許可を受けている者であること。

(8) (7)の許可を受けている者で、資格審査の申請をする日までの直前2営業年度分の決算において、今回の契約と種類・規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行を終えた者であること。

(9) 作業員及び運転手を常時5名以上雇用していること。

(10) 1日当たり6,700キログラム以上の処理能力を有する設備を有していること。

(11) 屋根付きボックスタイプの収集運搬車を有していること。

(12) 電子マニフェストシステムに加入し、利用可能な者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年2月7日（金）から令和7年2月28日（金）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)の定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道公立大学法人札幌医科大学事務局総務課

(2) 所 在 地 札幌市中央区南1条西17丁目

(3) 電話番号 011-611-2111 内) 21140